

平成二十七年七月二十七日開会  
平成二十七年七月二十七日閉会

# 平成二十七年第一回臨時会会議録

西之表市議会

本會議第一号（七月二十七日）

# 平成二十七年第一回西之表市議会臨時会会議録目次

第一号 七月二十七日(月)

一、開 会	.....	五
一、開 議	.....	五
一、会議録署名議員の指名	.....	五
一、会期の決定	.....	五
一、提出議案の一括上程	.....	六
一、市長の提案理由説明	.....	六
長野市長	.....	六
一、議案審議	.....	七
議案第六一号 平成二十七年西之表市一般会計補正予算(第二号)	.....	七
大瀬行政経営課長説明	.....	七
瀬下満義君質疑	.....	八
園田農林水産課長	.....	八
美園建設課長	.....	八
中野総務課長	.....	八
一、休 憩	.....	八
一、再 開	.....	八
議案第六一号 平成二十七年西之表市一般会計補正予算(第二号)	.....	九
小倉(初)総務文教委員長報告	.....	九
鮫島産業厚生委員長報告	.....	九



# 平成二十七年第一回西之表市議会臨時会

## 一、会期日程

七・二十七			月 日
月			曜
本 会 議	委 員 会	本 会 議	種 別
議案審議（各常任委員会委員長報告・質疑・討論・表決）、議案一件追加上程、閉会			内  容
付託案件審査 各常任委員会  開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の上程、市長の提案理由説明、議案審議（質疑・委員会付託）			

一、付議事件

番号 事件名

議案第 六一号 平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第二号）

審議方法 結果

委員会付託 七月二十七日原案可決

一、付議事件（追加分）

番号 事件名

議案第 六二号 有害鳥獣被害防止対策の強化を求める意見書の提出について

審議方法 結果

即決 七月二十七日原案可決

本会議第一号（七月二十七日）（月）

◎出席議員（十五名）

一番 木原幸四君  
二番 鮫島市憲君  
三番 濱上幸十君  
四番 小倉初男君  
五番 下川和博君  
六番 瀬下満義君  
八番 田添辰郎君  
九番 中原勇君  
一〇番 川村孝則君  
一番 榎元一巳君  
二番 長野広美さん  
三番 橋口美幸さん  
四番 渡辺道大君  
五番 丸田健次君  
一六番 永田章君

◎欠席議員（一名）

七番 小倉伸一君

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長 長野力君  
副市長 坂元茂昭君  
教育長 立石望君  
会計管理者兼  
会計課長 日高研一君  
総務課長兼  
選管書記長 中野哲男君  
行政経営課長 大瀬浩一郎君  
市民生活課長 楫田竜一郎君  
財産監理課長 前田秀夫君  
地域支援課長 神村弘二君  
税務課長 長吉輝久君  
健康保険課長 戸川信正君  
経済観光課長 松元明和君  
農林水産課長 園田博己君  
建設課長 美園博行君

◎議事事務局職員出席者

水道課長	福山隆一君
福祉事務所長	小山田八重子さん
農委事務局長	鎌田員訓君
監査事務局長	阿世知美代子さん
教委総務課長兼	中村章二君
学校給食センター所長	
学校教育課長	谷口幸一郎君
社会教育課長	松下成悟君
局長	岸本光君
次長	濱尾実君
書記	中島恵さん
書記	川畑公和君



平成二十七年七月二十七日午前十時開会

△開 会

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより平成二十七年第一回西之表市議会臨時会を開会いたします。

△開 議

○議長（永田 章君） ただいままでの出席議員は十五名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第一号のとおりであります。

議事日程（第一号）

- 日程第一 会議録署名議員の指名
- 日程第二 会期の決定
- 日程第三 提出議案の上程
- 日程第四 市長の提案理由説明
- 日程第五 議案第六一号 平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第二号）

日程第六 議案第六一号 平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第二号）

日程第七 議案第六二号 有害鳥獣被害防止対策の強化を求める意見書の提出について

△会議録署名議員の指名

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第八十八条の規定により、一番議員木原幸四君、二番議員鮫島市憲君を指名いたします。

△会期の決定

○議長（永田 章君） 次は、日程第二、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本日午前九時から開催の議会運営委員会の決定のとおり、本臨時会の会期は本日一日間とし、配付してある日程表のとおりしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日一日間とし、配付してある日程表のとおり決定いたしました。

△提出議案の一括上程

○議長（永田 章君） 次は、日程第三、提出議案の上程であります。

議案第六一号平成二十七年度西之表市一般会計補正予算（第二号）を上程いたします。

△市長の提案理由説明

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、市長に提案理由の説明を求めます。

「市長 長野 力君登壇」

○市長（長野 力君） 皆さんおはようございます。

本日ここに平成二十七年第一回の西之表市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

現在、国会では平和安全法制に関する法案が衆議院を通過し、参議院で議論されようとしております。

また、二〇二〇年の東京オリンピックを見据えての準備である新国立競技場の整備計画も見直しがされるようであります。大きな時代の流れを感じるわけですが、国においても道を誤ることがないよう、国民目線での議論をお願いしたいものと考えます。

先日、九州南部は梅雨明けも宣言されましたが、台風の接近が連

続しており、種子島カップヨットレース大会や種子島サンセット車いすマラソン大会は開催できませんでした。準備に当たられた皆さんは大変御苦労さまでございました。

ヨットレースにつきましては、来年で十年の記念大会となるようでございます。今年開催できなかった分、関係の皆さんの盛り上げにも期待したいと思います。

今回の臨時議会は、梅雨前線豪雨等による災害復旧事業が主でございますが、施設の影響にとどまらず長雨による農産物への影響も懸念されており、大変心配をしているところでございます。農家の皆さんへの影響を、丁寧に見てまいりたいと考えております。

さて、本日の臨時議会へ提案いたしました議案は、議案第六一号、平成二十七年度西之表市一般会計補正予算（第二号）一本であります。六月六日から八日にかけて発生しました梅雨前線豪雨の影響分がその主なものであります。農林水産施設災害復旧工事分で、農地二十七件、農業用施設三十四カ所、金額にして九千五百五十三万二千円の追加、公共土木施設災害復旧工事で道路十二件、河川三件、漁港一件、金額にして八千七百六十二万八千円の追加であります。特に、安城漁港については航路埋塞事業となり、緊急性を要すること、また、全体の災害復旧件数の多いことや農家への迅速な対応も考慮して、臨時議会での対応をお願いいたしました。

特に、昨年来、農家の皆さんを取り巻く環境は非常に厳しいものがございます。一刻も早く農業環境を整備し、秋の収穫に備えてい

ただきたいものと考えております。

以上、臨時議会に当たりましての所信表明といたします。何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申します。ありがとうございます。ありがとうございました。

#### △議案審議

○議長（永田 章君） 市長の提案理由の説明は終わりました。これより議案審議を行います。

#### △議案第六一号 平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第二号）

○議長（永田 章君） 日程第五、議案第六一号、平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第二号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔行政経営課長 大瀬浩一郎君〕

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

予算書、条文のほうをごらんください。

本案は、平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第二号）であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一億九千三百六十六万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百七億四千八百九十二万六千円とするものであります。

三ページをお開きください。

第二表、地方債補正は追加一件であります。災害復旧事業の財源として災害復旧債五千三十万円を追加しようとするものであります。次に、歳出から御説明いたします。

七ページをお開きください。

十一款災害復旧費、一項農林水産施設災害復旧費、一目現年度単独耕地災害復旧費に三百五十万四千円、二目現年度単独林道災害復旧費に三十五万八千円を追加しています。梅雨前線豪雨に伴う耕地及び林道の災害復旧で、重機の借り上げ料であります。

三目現年度補助災害復旧費に九千六百六十七万円を追加しています。農地二十七件、農業用施設三十四件分の事業費分であります。

二項公共土木施設災害復旧費、一目現年度発生単独災害復旧費には三百万円を追加しています。道路五件、河川三件、漁港一件の土砂除去、補修に伴う重機借り上げ料であります。

二目現年度発生補助災害復旧費には九千四百六十二万八千円を追加しています。道路十二件、河川三件、漁港一件分の災害復旧工事分であります。

次に、歳入について御説明をいたします。

六ページをお開きください。

十一款分担金及び負担金、一項分担金、二目災害復旧費分担金に三十万円を追加しています。受益者負担分の分担金で、農地二十七件分であります。

十三款国庫支出金及び十四款県支出金には、それぞれ歳出で説明いたしました事業費分の歳入を計上いたしております。

十七款繰入金は、財源調整のための財政調整基金からの繰り入れであります。これにより財政調整基金の残額は八億三千九十六万五千円となります。

二十款市債には、五千三十万円を追加しています。財源確保のための災害復旧債の発行分であります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔六番 瀬下満義君〕

○六番（瀬下満義君） 所管の事業がほとんどですが、災害がたくさん発生して所管の建設課、農林水産課、忙しかったかと思うんですが、人のやりくりについてはどうなっていますか。どんなふうなことではしているんでしょうか。その体制というのは、どうなっているかをお尋ねしたいんですが。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） 農林水産課におきましては、農業土木係三名がおりますので、三名のほうで対応を考えております。以上です。

〔建設課長 美園博行君〕

○建設課長（美園博行君） お答えいたします。

建設課においてはですね、全て建設課の職員で賄っております。

以上です。

○六番（瀬下満義君） 市役所全体として、忙しい課にはほかの課から持つていくとか、そういう体制はないんですか。本庁のそういう体制はないのかどうかということです。

〔総務課長 中野哲男君〕

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

全庁的な体制でというお話でしようけれども、今回の場合は、そういうことは考えてございません。

以上でございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託委員会欄のとおり、各所管常任委員会に付託いたします。

ここで、委員会開催のためしばらく休憩をいたします。

各常任委員会は直ちに委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。各常任委員会の会議が終了次第再開いたしますが、再開時間については庁内放送等でお知らせをいたします。

午前十時十分休憩

午後一時三十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△議案第六一号 平成二十七年度西之表市一般会計補正予算

(第二号)

○議長(永田 章君) 日程第六、議案第六一号、平成二十七年度西之表市一般会計補正予算(第二号)を議題といたします。

初めに総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 小倉初男君登壇〕

○総務文教委員長(小倉初男君) 本委員会が付託を受けました議案第六一号、平成二十七年度西之表市一般会計補正予算(第二号)について御報告します。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一億九千三百三十六万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百七億四千八百九十二万六千円とするものです。

地方債補正は、災害復旧債の追加一件です。

歳入について説明いたします。

災害復旧費分担金は、農用地災害復旧事業に伴う分担金三十万円です。

国庫支出金の災害復旧費国庫負担金は現年発生災害復旧事業十分の八で、七千四百四十万円です。

県支出金の災害復旧費県補助金は、現年発生災害復旧事業、農地で十分の五、農業施設で十分の六・五で、五千四百五十五万円です。

基金繰入金は、財政調整基金から一千三百六十一万円が計上されています。これにより、基金の残は十七億一千七百六十三万八千円となります。

市債は、災害復旧債の現年発生農林水産施設災害復旧事業及び現年発生公共土木施設災害復旧事業のため五千三十万円が計上されています。

審査の過程において、市債の利率については現時点では〇・二%から〇・四%程度であるとの説明がなされました。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(永田 章君) 次は、産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇〕

○産業厚生委員長(鮫島市憲君) 議案第六一号、平成二十七年度西之表市一般会計補正予算(第二号)のうち、本委員会が付託を受けた所管分について審査の結果報告をいたします。

今回の補正は、六月の梅雨前線豪雨による農林水産施設及び公共土木施設に係る災害復旧費であります。

まず、農林水産施設災害復旧費は、総額九千五百五十三万二千元で、現年度単独耕地災害復旧費三百五十万四千元は農用地や農道の法面崩壊及び流出土砂等の除去に伴う使用料及び賃借料であります。次に、現年度単独林道災害復旧費三十五万八千円は、地すべり等

による落石や倒木等の除去に伴う使用料及び賃借料であります。

次に、現年補助災害復旧費九千六百六十七万円は、農地二十七件、農業施設三十四件の工事費及び事務費等、必要経費を計上していません。

次に、公共土木施設災害復旧費は総額九千七百六十二万八千円で、現年度発生単独災害復旧費三百万は、道路や河川及び港湾漁港等の土砂や流木竹等の除去に要する使用料及び賃借料であります。

また、現年度発生補助災害復旧費は、前回計上しました現和下之町石堂線の災害復旧箇所を増破分を含め、道路十二件、河川三件、漁港の埋塞災害一件に係る工事及び必要経費を計上しているもの。

なお、安城漁港航路埋塞災害については、漁船の安全航行を早期に図る必要があり災害査定前に応急工事を行い復旧することとなったため、臨時に補正することとなったとの説明がありました。本委員会では、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。  
ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 議案第六一号、平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第二号）につきまして、反対の立場から討論をいたします。

本件は、六月の大雨によりまして道路、農地、至るところで全部で六十件から七十件くらいでしたか、かなり、六十件くらいですか、かなりのところが災害を受けました。これを二億円くらいかけて復旧するというであります。

財源は国が七億円くらいですか。七千万、あと県そして市債を中心に賄っていくわけです。

この結果、市債も本年度は十七億円ぐらい市債も発行することになります。累積で百九億円ほどになります。一時は市債残高も百億円ちようど程度くらいには落ちそうでしたけれども、このところまた増えてきました。百十億程度にまたなってきたところあります。いつも私は、財政の問題から、この予算案には反対をしているところであります。なぜ反対するかと言えば、やはり一番大事なことは、役所の場合、予算ではないかと思うわけです。この財政規律を維持しながら、子供たちに多くの負担を回さない、ツケを回さない、そういった姿勢でこの財政を運営していく必要があるかと思うわけです。

この点からいきますと、いつも申し上げておりますが、国等、国に五割六割、今度の予算でいきますと、まあ五割くらいですか、五割ちよつとくらい依存していくことになります。

国は、平成三十二年くらいでしたか、五年ぐらい後に、基礎的財政収支を均衡させると、こんなことであります。

これもなかなかうまくいかないわけです。

通常の歳入で、借金を除いた歳入で、借金の返済以外の行政経費を賄うと、とんとんにこれをさせると、これがなかなかうまくいかないわけです。ただ、そうさせたからといって、ただ基礎的な財政収支が均衡したというだけで、歳出のほうを見ると、今、二十三兆円くらい元金の返済があります。これはもう賄えないわけですから、これもまた、別途さらに歳出を削減するか増税するかで補っていかなくやいかんわけです。

こういった大変厳しい国家財政になっておりまして、そこに、さつきも言いましたように、五割以上依存していると、こういったことを考えますと、我々の財政は持続可能ではないと、これはもうはっきりしているのだと思います。

ギリシャの問題もありました。ちよつと話は飛びますが。預金封鎖を実行したわけです。金がないものだから。一日に八千円ですか、八千円しか引き出せない、こういったことをやったわけです。大変な国民生活に影響があったわけです。これは今も続いているんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。ちよつとその後のニュースを見てないんですが、これ解除するのは、なかなか難しいと聞いております。

この預金封鎖につきましても、識者の間では、日本もそういうふ

うになるということを予言しておられます。おる方もおられます。

また、最近ネットで見たんですけど、中村和己さんという経営コンサルタントの方が、日本は将来確実にギリシャ化するとおっしゃられます。私も同感です。そういう見方です。だから、この財政を早く立て直さなくやいかんと、財政再建に向かった道筋をしっかりと立てなくやいかんと思っております。

そういう立場から、この持続可能でない、見方を変えますと、とにかく放漫財政、あとは知ったこっちゃないと、子供たちが何とかするだろうと、我々はもう使いたい放題で使って足りない分は借金していいんだと、こう言わんばかりのこの財政を放置して何が補正予算だと思っております。こういう立場から私はいつも反対しております。

そういうことで、また詳しくはおいおい各議会等を通じてまた、大体内容は同じことですが、懲りずにこれを主張していきたいと思っております。

確実に、将来日本は確実にギリシャ化すると中村和己さんも言われますが、既にしているんだろうと私は思います。ギリシャ化している。ギリシャはもう既に二十年、三十年前にいけなかったんだろうと思うわけです。それが表にただ出てきただけですので、ちよつど我々はそういう状態になっているんだろうと思います。これから、表にあらわれてくると。いかに財政が持続可能でないかというのが、これから出てくるというふうに思います。早く、現実をちや

んと踏まえて、それに向かって対策を打っていくと。

その中心は、とりあえずは、私がいつも言っているように、職員  
の給与の一般市民並に向かつて、すぐにはこれもできませんので、  
早くやって徐々に手を打っていくと、そういうことをしていくと。

そのほか、補助負担金、これの見直しも当然あります。

また、国の制度の問題もあります。この災害復旧についても、ほ  
んとそれが費用対効果を考えたときに妥当かと言われるれば、問  
題はたくさんあると思うわけです。そういったところも我々も大い  
に見直して、意見をちゃんと国に言って、変えていくと。その真剣  
な努力が私は必要なんだろうと思います。諦めないで。国がするか  
ら、こうなっているからそれでいいんだと、こんなことをやってい  
たんじゃ、いつまでも変わらないわけです。そのことを訴えて、と  
にかく財政が持続可能でない、こういう予算になっていると、そう  
いう体制になっているということを指摘して、私の反対討論といた  
します。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに、反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「八番 田添辰郎君登壇」

○八番（田添辰郎君） 先ほどの委員長報告に賛成の立場から討論

させていただきます。

反対討論者のほうから、財政問題につきまして高邁なお話をお聞  
きしましたが、私自身はこの場で国の財政の問題、議論する場では  
ないと思いますので、簡潔に。

日本の場合にはギリシャとは問題が全く異なる部分がございます。

既にギリシャ化もしてないし、これからもギリシャと同じようには  
ならない、これを一点主張したいと思います。

今回ですね、一般会計補正予算、ほとんどが災害復旧の問題でご  
ざいます。財政の問題はわかるんですが、では、今、現実に困って  
いらっしやる市民の方たち、本日も現場のほうを同僚議員と一緒に  
視察、所管事務調査で行ってまいりました。あの工事現場をそのま  
ま放置していいのか。現実の問題としてですね。高邁な財政の話も  
よろしいんですが、目の前に、現に困っている方たちをどうするの  
か、やはり私たち市会議員は、一同じ市民が今回の梅雨前線の影響  
で被害を受けられた、その苦勞を分かち合いながら、一刻も早く災  
害復旧、現状復旧ということで、議員としては、前々からもう少し  
いいものをできないかという思いはございますが、やはり何よりも  
農家の方または一般の市民の方の支障が出ないように、一日も早い  
復旧を願ひ、今回の予算措置について賛成すべきだと私自身は思っ  
ております。

皆様の御賛同をよろしく願ひいたします。

○議長（永田 章君） 他に反対討論はありませんか。



「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は各常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

#### △議案の追加上程・審議

○議長（永田 章君） お諮りいたします。

ただいま、会議規則第十四条第二項の規定により、産業厚生委員会から議案第六二号有害鳥獣被害防止対策の強化を求める意見書の提出についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第七として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第六二号、有害鳥獣被害防止対策の強化を求める意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第七として議題とす

ることに決定いたしました。

#### △議案第六二号 有害鳥獣被害防止対策の強化を求める意見書の提出について

の提出について

○議長（永田 章君） 追加日程第七、議案第六二号、有害鳥獣被害防止対策の強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇〕

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 議案第六二号、有害鳥獣被害防止対策の強化を求める意見書の提出について議案説明をいたします。西之表市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出をいたします。

提出者、産業厚生委員長鮫島市憲。読み上げて説明にかえさせていただきます。

有害鳥獣被害防止対策の強化を求める意見書（案）。

農林水産業の振興は地域活性化のかなめであり、農林水産物の自給体制の整備は国家における重要な責務であり、その持続的な発展を図るためにも課題解決に向けた対策を講じることが必要である。

近年、シカ等の有害鳥獣の生息分布域の拡大や、農山村における過疎化、高齢化の進展による耕作放棄地の増加に伴い、鳥獣による農作物に係る被害は中山間地域等を中心に深刻化している状況にあ

る。

市町村においては、限られた予算の中で、これまでも防護柵の設置や有害鳥獣の捕獲等、様々な被害防止対策を講じてきたが、財政難により十分な対策ができていない状況にある。

鳥獣による農作物等にかかる被害は農林業者の営農意欲の低下等を通じて耕作放棄地の増加をもたらし、これがさらなる被害を招く悪循環を生じさせており、これらは集落の崩壊にもつながり得ることから、直接的被害としては数字にあらわれる以上の影響を及ぼしているものと考えられる。

地方創生においても、農林水産業の所得や雇用の増大は地域活力の向上を図ることは極めて重要な政策であると考ええる。

については、農林水産業の持続的発展及び長期的安定を図るため、所要予算を十分に確保した上で、下記事項について特段の配慮をくださるよう強く要望する。

有害鳥獣にかかる農作物被害の防止について、

一、有害鳥獣による農林水産物被害を防止するため、鳥獣被害緊急対策事業の一層の充実を図るとともに、地方自治体が行う地域の実情に応じた鳥獣被害防止施策に対する財政支援を充実すること。

二、広域的に関係機関、市町村が連携し、被害を防止するシステムの構築を支援するとともに、専門的知識を持った人材の育成を図ること。

三、有害鳥獣に係る農林業、生活環境等に及ぼす被害が深刻化して

いることから、被害防止対策、個体数管理及び生息環境管理を一層推進し、安全かつ効率的、効果的な対策を講じること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十七年七月二十七日、鹿児島県西之表市議会。

なお、提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、鹿児島県知事であります。

議員各位の御賛同方よろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。  
ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって本案は、委員会付託を省略することに決しました。  
これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

#### △市長挨拶

○議長（永田 章君） ここで、長野市長から発言を求められていますので、これを許可いたします。

〔市長 長野 力君登壇〕

○市長（長野 力君） 本臨時会に上程いたしました議案について原案どおり議決いただきました。まことにありがとうございます。議決いただきました予算に関しましては、できる限り早急に執行し、市民や農家の皆さんへの災害の影響を最小限にとどめたいと考えております。

特に、農家の皆様には、昨年から今年にかけてつらい状況が続いているものと認識しております。市といたしましても、引き続き農家の皆さんの実態に寄り添い、できる限りの支援を続けてまいります。

さて、いよいよ夏本番であります。暑い日が続くものと予想され

ます。議員各位におかれましては、健康に留意され議員活動に精進いただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。本日はまことにありがとうございました。

#### △閉 会

○議長（永田 章君） 以上をもちまして、平成二十七年第一回西之表市議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後一時五十三分閉会

地方自治法第二百二十三条第二項の規定によつてここに署名する。

議 長

一 番 議 員

二 番 議 員